### 資料８－１

**補助対象範囲である「受信点と集落間をつなぐ設備・ネットワーク」の範囲について記載すること。**

（○○市）

光ファイバケーブルの整備（使用）計画について（記載例）

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区間 | | 全芯数 | 新設・更改芯数 | 補助対象芯数※１ | 使用芯数※２  /（うち既設活用芯数）※３ | 余剰芯数  ※４ | 備考 |
| （１） | ○○市共聴施設受信点～01  （○○m） | 20芯  （5T） | 20芯  （5T） | 20芯  （5T） | 18芯  （4T） | 2芯  （1T） |  |
| （２） | 01～02  （○○m） | 16芯  （4T） | 0芯  （0Ｔ） | 0芯  （0T） | 14芯  （3T）  /2芯 | 2芯  （1T） |  |
| ・・・ | ・・・～・・・ | ・・・ | ・・・ | ・・・ | ・・・ | ・・・ |  |
| （○） | 01～03  （○○m） | 4芯  （1T） | 4芯  （1Ｔ） | 4芯  （1Ｔ） | 4芯  （1Ｔ） | 0芯  （0T） |  |
| ・・・ | ・・・～・・・ | ・・・ | ・・・ | ・・・ | ・・・  ① | ・・・ |  |
| （○） | 03～04  （○○m） | 4芯  （1T） | 4芯  （1Ｔ） | 4芯  （1Ｔ） | 2芯  ②  （0T） | 2芯  （1T） |  |
| ・・・ | ・・・～・・・ | ・・・ | ・・・ | ・・・ | ・・・  【例】  (1) 全4芯（１T）を新設し、補助事業でのみ使用  ①２芯･･･補助事業の使用芯　（補助対象）  ②２芯･･･補助事業の余剰芯　（補助対象） | ・・・ |  |
| （○） | イ～06  （○○m） | 12芯  （3T） | 12芯  （3Ｔ） | 12芯  （3Ｔ） | 10芯  （2T） | 2芯  （1T） |  |
| ・・・ | ・・・～・・・ | ・・・ | ・・・ | ・・・ | ・・・ | ・・・ |  |

【定義】

※１「補助対象芯数」 ：「補助対象とする芯数」を記載。

※２「使用芯数」 ：「補助事業で使用する芯数」を記載。

※　整備したテープを「使用」としてカウントする場合は、全部の芯線（テープ）が使用されることが原則。

※３「既設活用芯数」 ：「既設光ファイバの未使用芯で、新たに今回の補助事業で使用する芯数」を記載。

※４「余剰芯数」 ：　「補助対象として認めうる余剰芯数」を記載。

※　例えば、既製品の４芯ケーブルを購入した方が、２芯ケーブルを特注で購入するより安い価格で調達できる場合などに生じるものであり、必然的に余剰芯が発生する場合であり、かつ、過剰でない場合に限り、補助対象として認められる。

【注意事項】

・芯線設計の基本的な考え方について、別紙で説明すること。

・芯線についてはテープ数についても記載すること。（上記の例は４芯＝１テープ（Ｔ）の場合）

・添付図面：回線系統図（資料９）と一致させること。

・補助事業と他事業で使用する場合については、「補助対象外芯数」列を追加すること。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区間 | | 全芯数 | 新設・更改芯数 | 補助対象芯数※１ | 使用芯数※２/（うち既設活用芯数※３）  ② | 余剰芯数※４ | 補助対象外芯数 | 備考 |
| （○） | 100～101  （○○m） | 8芯  （2T） | 8芯  （2T） | 4芯  （1Ｔ） | 2芯  ①  （0T） | 2芯  （1T） | 4芯  ③  （1T） |  |
| ・・・ | ・・・～・・・ | ・・・ | ・・・ | ・・・ | ・・・ | ・・・ |  |  |
| ・・・ | ・・・～・・・ | ・・・ | ・・・ | ・・・  【例】  (2) ８芯（２T）を新設し、補助事業と他事業で使用  （共用部分が生じない）  ①２芯･･･補助事業の使用芯 （補助対象）  ②２芯･･･補助事業の余剰芯 （補助対象）  ③４芯･･･他事業の使用芯・余剰芯 （補助対象外） | ・・・  ② | ・・・ |  |  |
| （○） | 150～151  （○○m） | 4芯  （1T） | 4芯  （1T） | 2芯  （0Ｔ） | 2芯  ①  （0T） | 1芯  （1T） | 1芯  ③  （0T） |  |
| ・・・ | ・・・～・・・ | ・・・ | ・・・ | ・・・  【例】  (3) 4芯（1T）を新設し、補助事業と他事業で使用  （共用部分が生じる）  ①２芯･･･補助事業の使用芯 　　　　（補助対象）  ②１芯･･･補助事業と他事業で共有する余剰芯（案分）  ③１芯･･･他事業の使用芯・余剰芯 　　　　（補助対象外） | ・・・ | ・・・ |  |  |

### 資料８－２

**補助対象範囲である「受信点と集落間をつなぐ設備・ネットワーク」の範囲について記載すること。**

芯線設計の基本的な考え方について（記載例）

1. 芯線積算の基本的考え方について

光ケーブル：必要芯数の直近上位芯数である４芯１テープを使用。

テープ数：必要芯線数直近上位の芯数テープ数を整備。

必要芯線数：積み上げ方式。

スプリッター：○分岐スプリッターを基本とし、１クロージャあたり最大○スプリッターを搭載。

1. 放送用

放送・通信用芯線数：○○を参考としながら、○○な地域事情に合わせ整備。

必要芯線数：○○によりクロージャ設置位置を決定し、○○に応じたスプリッター数を算出。芯線数○○の芯線を整備。

【本事業により新設する芯線数】

・必要芯線数 １芯＋保守芯（各幹線ごとに１芯）

・敷設芯線数 ４芯（４芯の光ケーブルが２芯光ケーブルよりも安価なため）

【残る２芯の考え方】

余剰芯として整理され、申請書、事業計画書に記載された範囲内で活用する。